

○宮崎大学工学教育研究部スパイラルアップ委員会規程

平成 24 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学工学教育研究部評価規程第 3 条第 5 項に基づき、宮崎大学工学教育研究部スパイラルアップ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 工学教育研究部長の諮問事項
- (2) 中期計画に基づく年次計画の進捗・達成状況への対応に関する事。
- (3) 学部の組織的総合的な改善方策等の検討に関する事。
- (4) 工学科・各種委員会の活動の改善項目等の提案に関する事。
- (5) 委員会の審議事項の自己点検評価に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学教育研究部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長（教務担当）
- (4) 副学部長（評価担当）
- (5) 副学部長（研究担当）

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 5 条 委員会は、原則として、全ての委員の出席により成立する。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部スパイラルアップ委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。